

約款変更の新旧対照表

むさし証券株式会社

<未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款>

(下線部分変更)

新	旧
<p>第5章 代理人による取引の届出 (代理人による取引の届出)</p> <p>第21条</p> <p>3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>附則</p> <p>この約款は、2022年3月31日より適用させていただきます。</p> <p>成年年齢に係る令和元年度税制改正に伴い、2022年4月1日より、本文中の「19歳」を「17歳」に読み替えます。また、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に読み替えます。2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第5章 代理人による取引の届出 (代理人による取引の届出)</p> <p>第21条</p> <p>3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が20歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>附則</p> <p>この約款は、2021年4月1日より適用させていただきます。</p> <p>成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>